

案件名: 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について(素案)及び素案に対する市民意見公募手続の実施について

1. 施策の概要
循環型社会の形成や、生活環境の保全等を図るため、資源物の持ち去り禁止規定の追加を含む尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正を行います。
2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など
・昭和48年に尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を制定し、廃棄物の適正処理に取り組んできました。 ・しかし近年、廃棄物行政には、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会システムを見直し、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の徹底による循環型社会の形成や脱炭素社会の実現が求められています。 ・さらに、本市では、令和13年度までにごみ処理施設の集約化と更新を予定しており、安定したごみ処理を行っていくためにも、継続したごみの減量と適正処理を推進するための仕組みが必要です。 ・また、共同住宅のごみ集積所の管理不良やごみ出しマナー、缶等の持ち去り行為については、定期的に苦情が寄せられており、これらによる周辺的生活環境・公衆衛生の悪化や、間接的に市民の減量・リサイクルへの協力意識が低下することを懸念しています。
3. 目指す姿・対応策など
主に次の規定の追加等を行います。 ・条例の目的に循環型社会の形成等を追加し、条例名称を変更 ・廃棄物の発生抑制促進等の努力義務 ・大規模な事業用建築物の所有者等に対する減量計画作成と廃棄物管理責任者選任等の義務 ・一般廃棄物処理計画に定める区分に則ったごみの分別排出等の義務 ・共同住宅の所有者等に対する居住者へのごみの排出方法の周知やごみ集積所の管理等の義務 ・ごみとして排出された缶や紙類などの資源物の持ち去り禁止 ・クリーンセンターへの廃棄物の搬入基準、使用許可取消等及び順守事項
4. 施策の対象範囲・期間など
改正尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の施行日: 令和5年4月1日(予定)
5. 市民意向調査の概要
令和3年9月1日から令和3年10月31日まで、条例の改正事項に関して市ホームページにおいて意見募集等を行った結果、市民から78件、事業者から25件の意見がありました。特に資源物等の持ち去り禁止に関する意見が半数を占めており、そのうち、資源物等の持ち去り行為による騒音等に困っており、条例制定を求めるといった、条例化に対して肯定的な意見が多くを占めていました。(意見内容の詳細は市HPに掲載のとおり)
6. 施策の検討経過
(1) 素案検討過程での主な論点 新たに規定する義務や制限等の内容、制裁規定を論点とし、目的、必要性、施行後の取締り方法等について、庁内関係課で構成する検討会で市民意向調査で寄せられた意見を踏まえて検討を行いました。
(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由 条例の実効性を確保するため、制裁規定の要否やその内容について、規制内容や他市の規定とのバランス等を踏まえて検討を行った結果、次の罰則等を設けることとしました。 ・ごみの減量推進と適正処理の確保のため、ごみの分別排出等義務規定に違反した者に対して、指導、勧告、命令を行うことができることとし、命令に違反した者(市民・事業者)には、2千円以下の過料を適用できることとしました。さらに、命令に違反した者が事業者の場合、その旨を公表できることとしました。 ・生活環境の保全と資源化推進等のため、資源物の持ち去り禁止規定に違反した者に対して、指導、勧告、命令を行うことができることとし、命令に違反した者には、20万円以下の罰金を適用できることとしました。
7. 今後のスケジュール
・令和4年3月3日～令和4年3月24日 素案に対する市民意見公募(パブリックコメントの募集) ・令和4年6月 パブリックコメント募集結果の公表※ ・令和4年9月 議会に改正条例議案提出※ ※パブリックコメント募集の結果、素案の方向性等に大きな変更を加えない場合、募集結果の公表と議案提出のスケジュールを早めることも検討します。
8. 添付資料
尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について(素案) 概要版・詳細版
9. お問い合わせ先
経済環境局環境部資源循環課 〒660-0842 兵庫県尼崎市大高洲町8番地 電話番号: 06-6409-1341 ファクス: 06-6409-1277 メールアドレス: ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp